

令和4年度沖縄地方最低賃金審議会

第1回沖縄県最低賃金専門部会

日 時 : 令和4年7月21日(木) 15:00～

場 所 : 那覇第2地方合同庁舎1号館 共用中会議室(2階)

議事次第

1. 部会長及び部会長代理の選出

2. 議題等

- (1) 沖縄県最低賃金専門部会運営規程案について
- (2) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について(確認)
- (3) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の審議日程について
- (4) 参考人意見聴取について
- (5) 事業場実地視察について
- (6) その他

令和 4 年度沖縄地方最低賃金審議会
第 1 回沖縄県最低賃金専門部会資料一覧

- 1 令和 4 年度 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会委員名簿等
- 2 沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
- 3 沖縄地方最低賃金審議会運営規程等
- 4 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）
- 5 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会審議日程計画
- 6 令和 4 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表 ※特賃分を含む
- 7 年度別参考人名簿等 ※一部非公開
- 8 令和 4 年度事業場実地視察計画表（案）
- 9 年度別実地視察事業場名簿 ※一部非公開
- 10 実地視察に代わる文書回答 ※一部非公開
- 11 令和 4 年賃金改定状況調査結果（中央最低賃金審議会 第 2 回目安小委員会資料より）
- 12 参考資料 委員からの追加要望資料（中央最低賃金審議会 第 3 回目安小委員会資料より）
- 13 業務改善助成金交付決定実績等一覧

令和 4 年度沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会委員 名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	上 ^う 江 ^え 洲 ^ず 純 ^{じゅん} 子 ^こ	沖縄国際大学法学部教授
	島 ^{しま} 袋 ^{ぶくろ} 秀 ^{ひで} 勝 ^{かつ}	弁 護 士
	城 ^{しろ} 間 ^ま 貞 ^{ただし}	公認会計士・税理士
労働者代表委員	石 ^{いし} 川 ^{かわ} 修 ^{しゅう} 治 ^じ	連合沖縄副事務局長
	鎌 ^{かま} 田 ^だ 健 ^{けん} 嗣 ^じ	U A ゼンセン沖縄県支部長
	砂 ^{すな} 川 ^{かわ} 安 ^{やす} 弘 ^{ひろ}	連合沖縄事務局長
使用者代表委員	親 ^{おや} 川 ^{かわ} 進 ^{すすむ}	沖縄県商工会連合会 専務理事
	佐 ^さ 久 ^く 本 ^{もと} 和 ^{かず} 代 ^よ	沖縄県中小企業団体中央会 総務部長兼総務課長
	田 ^た 端 ^{ばた} 一 ^{かず} 雄 ^お	沖縄県経営者協会 専務理事
備考	※ 発令年月日 令和 4 年 7 月 21 日 ※ 任期満了日 沖縄県最低賃金専門部会が廃止されるまでの間 ※ 委員の配列は各側五十音順となっています	

沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者推薦に関する公示

沖縄労働局一般公示4-57号

最低賃金法（昭和34年法律137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、最低賃金の決定（改正決定）に係る専門部会委員を任命したいので、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和4年7月4日

沖縄労働局長 西川 昌 登



記

沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、沖縄県の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律120号）第38条の各号のいずれにも該当しないもの。

3 推薦手続き

(1) 推薦方法

推薦に当たっては別紙推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切日

令和4年7月19日（火）17時

(3) 推薦書の提出先

沖縄地方最低賃金審議会事務局（沖縄労働局労働基準部賃金室）
那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎1号館3階
（電話番号 098-868-3421）

写

沖労発基 0704 第 1 号
令和 4 年 7 月 4 日

沖縄地方最低賃金審議会

沖縄労働局長 西川 昌登

沖縄県地域別最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、沖縄県地域別最低賃金（昭和 55 年沖縄労働基準局最低賃金告示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。

沖縄地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があつたとき会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書などを局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和4年7月4日から施行する。

最低賃金法（抜粋）

（最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

（地域別最低賃金の決定）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

（地域別最低賃金の改正等）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（会長）

第24条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

（専門部会）

第25条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かななければならない。

3 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

（政令への委任）

第26条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める。

最低賃金審議会令（抜粋）

（組織）

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。

（委員の推薦）

第3条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があった候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかったときは、この限りでない。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（最低賃金専門部会）

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする。

4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

※ 沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の改正について、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

但し、多数決の場合は直ちに（当日又は翌日）総会を開催し議決する。

なお、故意に発効を遅らすようなことが生じた場合は、改めてこの運用を検討する。

（雑則）

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

最低賃金法施行規則（抜粋）

（関係労働者及び関係使用者の意見）

第 11 条 都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正に若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく法第 25 条第 5 項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）

（目 的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（構 成）

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

（会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（実地調査並びに参考人意見聴取）

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

（委員の欠席等）

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項(第6条第6項において準用する場合を含む)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議における発言）

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、非公開とする。ただし、部会長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができる。

（議事録及び議事要旨）

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県最低賃金についてのすべての審議が終了し、本審の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行い、この規定に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この規程は令和 年 月 日から施行する。

令和4年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画

資料5

No. 1

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回 数	（公 益 調 整）	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題	
1	7. 4 (大会議室)	月	1 回 15:00	○年間審議計画 ○専門部会、運小役割分担	○会長、会長代理選出 ○地域最賃改定諮問 ○地域専門部会の設置 ○令6条第5項適用 ○運営小委員会の設置 ○年間審議日程計画					
	7. 4(月) ～7. 19(火)		地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/4～7/19)					専門部会委員の推薦に係る公示(7/4～7/19)		庁舎掲示板/HP に掲示
2	7. 21 (中会議室)	木						1 回 15:00	○(地域別) 部会長、部会長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	7. 25 ～7. 27 (事業場)	月 ～ 水						2 回	○(地域別) 事業場実地視察 ※左記期間において、影響率・未満率を考慮 し3業種事業場程度選定の上視察予定	各側委員1名 事務局2名
4	7. 29 (大会議室)	金	2 回 14:00		○中賃目安伝達 ○最賃基礎調査結果報告 ○特定(産別)最賃改定の必要性について諮問	1 回 15:00	○委員長、委員長代理選出 ○特定(産別)最賃改定の 必要性に係る検討	3 回 16:00	○実地視察結果 ○参考人意見聴取（労使各1名程度予定）	
5	8. 1 (大会議室)	月						4 回 15:00	○(地域別) 額提示、調整	
6	8. 3 (大会議室)	水						5 回 15:00	○(地域別) 額調整、(結審)	
	8. 3(水) ～8. 18(木)							地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの 意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合)		庁舎掲示板/HP に掲示
7	8. 5 (大会議室)	金	3 回 16:00		○地賃専門部会報告（全会一致でなかった場合；採 決） ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 ○特定(産別)最賃改定諮問（必要ありの場合）	2 回 14:00	○関係人意見聴取（概要書） ○特定(産別)最賃改定の必要 性の有無についてとりまとめ	6 回 15:00	○(地域別) 額調整予備（結審）	
	8. 5(金) ～8. 22(月)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（採決の場合）					(特定) 専門部会委員の推薦に係る公示 (8/5～8/22)		庁舎掲示板/HP に掲示
			特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/5～8/22)							
8	4.8.19 (大会議室)	金	4 回 9:30		異議審（8/3答申の場合） 異議申出内容にかかる審議					
	4.8.23 (中会議室)	火			異議審（8/5答申の場合） 異議申出内容にかかる審議					

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回 数	（公 益 調 整）	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題	
9	4.8.31 （大会議室）	水						1 回 14:00	（産業別合同部会） ○部会長、部会長代理選出 ○実態調査報告 ○審議会部会日程調整 （産業別資料説明） ◇新聞業 ◇自動車（新車）小売業 ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業	
10	9. 7 （大会議室）	水						2 回 14:00	（産業別） ○額の提示 ◇新聞業（14:00～） ◇自動車（新車）小売業（15:30～）	
11	9. 8 （大会議室）	水						2 回 14:00	（産業別） ○額の提示 ◇各種商品小売業（14:00～） ◇糖類製造業（15:30～）	
12	9. 13 （中会議室）	火						3 回 15:00	（産業別） ○額の調整（結審） ◇新聞業	
	9. 13(火) ～28(水)							特定最賃（新聞）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（令6条第5項適用）		庁舎掲示板/HP に掲示
13	9. 15 （大会議室）	木						3 回 15:00	（産業別） ○額の調整（結審） ◇自動車（新車）小売業	
	9. 15(木) ～9. 30(金)							特定最賃（自動車）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（令6条第5項適用）		庁舎掲示板/HP に掲示
14	9. 16 （大会議室）	金						3 回 15:00	（産業別） ○額の調整（結審） ◇各種小売業	
	9. 16(金) ～10. 3(月)							特定最賃（各種商品）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（令6条第5項適用）		庁舎掲示板/HP に掲示
15	9. 20 （大会議室）	火						3 回 15:00	（産業別） ○額の調整（結審） ◇糖類製造業	
	9. 20(火) ～10. 5(水)							特定最賃（糖類）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（令6条第5項適用）		庁舎掲示板/HP に掲示
16	9. 21、22 （大会議室）	水木						4 回 15:00	（産業別）○額の調整（結審：予備日）	
17	9. 28 （大会議室）	水	15:00		○（産業別）額調整、（採決：予備日） ※専門部会で結審に至らなかった場合					
	9. 28(水) ～10. 13(木)							特定最賃（各業種）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示		庁舎掲示板/HP に掲示
18	10. 6 （大会議室）	木	15:00		異議審（新聞業、自動車（新車）、各種商品小売業、糖類製造業）（予定） 異議申出内容にかかる審議（9/13（新聞）、9/15（自動車）、9/16（各種商品）、9/20（糖類）結審の場合）					
19	10. 7 （大会議室）	金	15:00		異議審（新聞業、自動車（新車）、各種商品小売業、糖類製造業）（予備日） 異議申出内容にかかる審議（9/13（新聞）、9/15（自動車）、9/16（各種商品）、9/20（糖類）結審の場合）					
20	10. 14 （中会議室）	金	15:00		異議審（各業種）（予定） 異議申出内容にかかる審議（9/28（各業種）結審の場合）					

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回 数	（公 益 調 整）	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題	
21	5. 3. 10 （大会議室）	金	5 回 16:00		○令和４年度の審議会総括について ○令和５年度産業別最低賃金申出意向確認 ○最低賃金専門部会の廃止について ○その他					

資料5

[illegible]

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜 日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
審議会開催日程						異議審 ①②③④	異議審 (予備日) ①②③④							異議審 (9/28本 審採決の 場合)			異議審 (9/29本 審採決の 場合:予 備日)	異議審 (9/30本 審採決の 場合:予 備日)													
開 催 時 間						9:30	9:30							9:30			9:30	9:30													
公 示 期 間																															
	特設改正答申意見聴取公示(9/28～10/13まで)																														

令和5年3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜 日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
審議会開催日程										第6回 本審																					
開 催 時 間										16:00																					
公 示 期 間																															

【答申別最短発効予定 (地域最賃)】	答申公示日	異議申出締切日	異議審am		官報公示予定日		発効予定日	
	8月3日	水	8月18日	木	8月19日	金	8月30日	火
	8月4日	木	8月19日	金	8月22日	月	8月31日	水
	8月5日	金	8月22日	月	8月23日	火	9月1日	木
	8月6日	土	8月22日	月	8月23日	火	9月1日	木
	8月7日	日	8月22日	月	8月23日	火	9月1日	木
	8月8日	月	8月23日	火	8月24日	水	9月2日	金
	8月9日	火	8月24日	水	8月25日	木	9月5日	月
	8月10日	水	8月25日	木	8月26日	金	9月6日	火
	8月11日	木	8月26日	金	8月29日	月	9月7日	水
	8月12日	金	8月29日	月	8月30日	火	9月8日	木
	8月13日	土	8月29日	月	8月30日	火	9月8日	木
	8月14日	日	8月29日	月	8月30日	火	9月8日	木
	8月15日	月	8月30日	火	8月31日	水	9月9日	金
	8月16日	火	8月31日	水	9月1日	木	9月12日	月

(特賃)	答申公示日	異議申出締切日	異議審am		官報公示予定日		発効予定日	
	9月13日	火	9月28日	水	9月29日	木	10月13日	木
	9月14日	水	9月29日	木	9月30日	金	10月14日	金
	9月15日	木	9月30日	金	10月3日	月	10月17日	月
	9月16日	金	10月3日	月	10月4日	火	10月18日	火
	9月17日	土	10月3日	月	10月4日	火	10月18日	火
	9月18日	日	10月3日	月	10月4日	火	10月18日	火
	9月19日	月	10月4日	火	10月5日	水	10月19日	水
	9月20日	火	10月5日	水	10月6日	木	10月20日	木
	9月21日	水	10月6日	木	10月7日	金	10月21日	金
	9月22日	木	10月7日	金	10月11日	火	10月24日	月
	9月23日	金	10月11日	火	10月12日	水	10月25日	火
	9月24日	土	10月11日	火	10月12日	水	10月25日	火
	9月25日	日	10月11日	火	10月12日	水	10月25日	火
	9月26日	月	10月11日	火	10月12日	水	10月25日	火
	9月27日	火	10月12日	水	10月13日	木	10月26日	水
	9月28日	水	10月13日	木	10月14日	金	10月27日	木
	9月29日	木	10月14日	金	10月17日	月	10月28日	金
	9月30日	金	10月17日	月	10月18日	火	10月31日	月

資料6

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)（閉庁日を含めれば8月7日(日)）までに
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(月)		8月16日(火)		8月26日(金)		9月25日(日)
8月2日(火)		8月17日(水)		8月29日(月)		9月28日(水)
8月3日(水)		8月18日(木)		8月30日(火)		9月29日(木)
8月4日(木)		8月19日(金)		8月31日(水)		9月30日(金)
8月5日(金)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月6日(土)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月7日(日)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月8日(月)		8月23日(火)		9月2日(金)		10月2日(日)
8月9日(火)		8月24日(水)		9月5日(月)		10月5日(水)
8月10日(水)		8月25日(木)		9月6日(火)		10月6日(木)
8月11日(木)		8月26日(金)		9月7日(水)		10月7日(金)
8月12日(金)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月13日(土)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月14日(日)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月15日(月)		8月30日(火)		9月9日(金)		10月9日(日)
8月16日(火)		8月31日(水)		9月12日(月)		10月12日(水)
8月17日(水)		9月1日(木)		9月13日(火)		10月13日(木)
8月18日(木)		9月2日(金)		9月14日(水)		10月14日(金)
8月19日(金)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月20日(土)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月21日(日)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月22日(月)		9月6日(火)		9月16日(金)		10月16日(日)
8月23日(火)		9月7日(水)		9月20日(火)		10月20日(木)
8月24日(水)		9月8日(木)		9月21日(水)		10月21日(金)
8月25日(木)		9月9日(金)		9月22日(木)		10月22日(土)
8月26日(金)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月27日(土)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月28日(日)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月29日(月)		9月13日(火)		9月27日(火)		10月27日(木)
8月30日(火)		9月14日(水)		9月28日(水)		10月28日(金)
8月31日(水)		9月15日(木)		9月29日(木)		10月29日(土)
9月1日(木)		9月16日(金)		9月30日(金)		10月30日(日)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月5日(水)		11月4日(金)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)（閉庁日を含めれば8月7日(日)）までに
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月8日(木)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月11日(火)		11月10日(木)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)（閉庁日を含めれば8月7日(日)）までに
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月14日(水)		9月29日(木)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月3日(月)		10月18日(火)		10月28日(金)		11月27日(日)
10月4日(火)		10月19日(水)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月23日(日)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月24日(木)		12月24日(土)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(木)		9月16日(金)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

10月15日(土)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		12月1日(木)		12月31日(土)
11月2日(水)		11月17日(木)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		12月5日(月)		1月4日(水)
11月4日(金)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月5日(土)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月6日(日)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月7日(月)		11月22日(火)		12月7日(水)		1月6日(金)
11月8日(火)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月9日(水)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月10日(木)		11月25日(金)		12月9日(金)		1月8日(日)
11月11日(金)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月12日(土)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月13日(日)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月14日(月)		11月29日(火)		12月13日(火)		1月12日(木)
11月15日(火)		11月30日(水)		12月14日(水)		1月13日(金)
11月16日(水)		12月1日(木)		12月15日(木)		1月14日(土)
11月17日(木)		12月2日(金)		12月16日(金)		1月15日(日)
11月18日(金)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月19日(土)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月20日(日)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月21日(月)		12月6日(火)		12月20日(火)		1月19日(木)
11月22日(火)		12月7日(水)		12月21日(水)		1月20日(金)
11月23日(水)		12月8日(木)		12月22日(木)		1月21日(土)
11月24日(木)		12月9日(金)		12月23日(金)		1月22日(日)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

11月25日(金)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月26日(土)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月27日(日)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月28日(月)		12月13日(火)		12月27日(火)		1月26日(木)
11月29日(火)		12月14日(水)		12月28日(水)		1月27日(金)

年度別参考人名簿（平成11年度～令和3年度）

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
労働者側	(氏名省略) 石油関連労組 書記長	(氏名省略) 航空関連労組 副執行委員長	(氏名省略) 食料品製造業労組 執行委員長	(氏名省略) 食料品製造業労組 執行委員長	(氏名省略) 観光関連労組 執行委員長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行委員長	(氏名省略) 観光関連労組 執行委員長
使用者側	(氏名省略) 警備業 取締役専務	(氏名省略) ホテル業 取締役総務部長	(氏名省略) ビルメンテナンス業 常務取締役	(氏名省略) 食料品製造業 業務統括	(氏名省略) 卸小売業 専務取締役	(氏名省略) 食料品製造業 専務取締役	(氏名省略) 飲食店 取締役管理本部長

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
労働者側	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行委員長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行委員長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行委員長	(氏名省略) 新聞業労組 書記長	(氏名省略) ホテル業労組 副書記長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行委員長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行委員長
使用者側	(氏名省略) 接客娯楽業 代表取締役	(氏名省略) ビルメンテナンス業 取締役管理部長	(氏名省略) 化学製品製造業 取締役業務部長	(氏名省略) 各種商品小売業 総務部長	(氏名省略) ビルメンテナンス業 常務取締役	(氏名省略) ビルメンテナンス業 常務取締役	(氏名省略) 各種商品小売業 総務部長

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
労働者側	(氏名省略) 社会福祉施設関連労組 執行委員長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行委員長	—	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行専門部局長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行専門部局長	(氏名省略) 労働福祉関連業 事務局長	(氏名省略) 労働福祉関連業 センター長
使用者側	(氏名省略) ビルメンテナンス業 常務取締役	(氏名省略) 化学製品製造業 取締役業務部長	(氏名省略) ビルメンテナンス業 常務取締役	(氏名省略) 道路旅客運送業 総務部長	(氏名省略) ビルメンテナンス業 代表取締役	(氏名省略) 化学製品製造業 統括取締役	(氏名省略) ビルメンテナンス業 取締役総務部長

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
労働者側	(氏名省略) 労働福祉関連業 センター長	(氏名省略) 労働福祉関連業 センター長					
使用者側	(氏名省略) ビルメンテナンス業 代表取締役	(氏名省略) ビルメンテナンス業 代表取締役					

沖縄県最低賃金の決定（改正決定）に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取
に関する公示

沖縄労働局一般公示4－56号

沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の決定（改正決定）について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和4年7月19日（火）17時までに、沖縄地方最低賃金審議会（事務局：那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階 沖縄労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

令和4年7月4日

沖縄労働局長 西川 昌 登



沖縄県最低賃金専門部会
令和4年度事業場実地視察計画表(案)

資料8

令和4年7月25日(月)、26日(火)、27日(水)

	第 1 班 7月25日(月)	第 2 班 7月26日(火)	第 3 班 7月27日(水)
事業場	事業内容 [業] 事業所名：(調整中) (代表取締役) 住所： 電話 <対応者職氏名>	事業内容 [業] 事業所名：(調整中) (代表取締役) 住所： 電話 <対応者職氏名>	事業内容 [業] 事業所名：(調整中) (代表取締役) 住所： 電話 <対応者職氏名>
委員	(公 益) 調整中 (労 側) 調整中 (使 側) 調整中 (事務局)	(公 益) 調整中 (労 側) 調整中 (使 側) 調整中 (事務局)	(公 益) 調整中 (労 側) 調整中 (使 側) 調整中 (事務局)
集号場所等	7月25日(月) 調整中 上 記 事 業 場(別添地図参照)	7月26日(火) 調整中 上 記 事 業 場(別添地図参照)	7月27日(水) 調整中 上 記 事 業 場(別添地図参照)

※ 原則、現地集合、現地解散とします。 また、開始時間5分前までに現地に集合をお願いします。

年度別実地視察事業場名簿(平成元年～令和元年)

その 1

年度	平成元年	平成 2 年	平成 3 年	平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 浦添市	① (事業場名省略) 【飲食業】 那覇市	① (事業場名省略) 【小売業】 那覇市	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市	① (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 那覇市	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 那覇市
	② (事業場名省略) 【小売業】 那覇市	② (事業場名省略) 【警備業】 那覇市	② (事業場名省略) 【食料品製造業】 那覇市	② (事業場名省略) 【卸売業】 那覇市	② (事業場名省略) 【飲食業】 那覇市	② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市
		③ (事業場名省略) 【クリーニング業】 読谷村	③ (事業場名省略) 【燃料小売業】 那覇市	③ (事業場名省略) 【クリーニング業】 那覇市	③ (事業場名省略) 【小売業】 那覇市	③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 名護市
年度	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 【製造業:繊維工業】 那覇市	① (事業場名省略) 【小売業】 平良市	① (事業場名省略) 【社会福祉施設】 石垣市	① (事業場名省略) 【飲食業】 与那原町	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 北中城村	① (事業場名省略) 【金属製品製造業】 名護市
	② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市	② (事業場名省略) 【社会福祉施設】 平良市	② (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 石垣市	② (事業場名省略) 【製造業:繊維工業】 西原町	② (事業場名省略) 【クリーニング業】 宜野湾市	② (事業場名省略) 【接客娯楽業】 名護市
	③ (事業場名省略) 【飲食業】 宜野湾市	③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 平良市	③ (事業場名省略) 【小売業】 石垣市	③ (事業場名省略) 【警備業】 那覇市	③ (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 宜野湾市	③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 南風原町

年度別実地視察事業場名簿

その 2

年度	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成17年	平成 18 年
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 【警備・ビルメンテナンス業】 沖縄市	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 恩納村	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 知念村	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 中城村	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市
	② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 恩納村	② (事業場名省略) 【クリーニング業】 西原町	② (事業場名省略) 【社会福祉施設】 糸満市	② (事業場名省略) 【窯業土石製造業】 西原町	② (事業場名省略) 【木材木製品製造業】 宜野湾市	② (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 那覇市
	③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 宜野座村	③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 宜野湾市	③ (事業場名省略) 【清掃業】 西原町	③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 浦添市	③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 西原町	③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 那覇市
年度	平成19年	平成 20 年	平成 21年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
事業場名・所在地	視察中止	① (事業場名省略) 【卸売業】 那覇市	① (事業場名省略) 【飲食業】 与那原町	① (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 那覇市	① (事業場名省略) 【小売業】 浦添市	① (事業場名省略) 【卸売業】 浦添市
		② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市	② (事業場名省略) 【小売業】 那覇市	② (事業場名省略) 【印刷業】 糸満市	② (事業場名省略) 【小売業】 浦添市	② (事業場名省略) 【美容業】 那覇市
		③ (事業場名省略) 【クリーニング業】 那覇市	③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 浦添市	③ (事業場名省略) 【製造業:繊維工業】 糸満市	③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 西原町	③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 沖縄市

年度別実地視察事業場名簿

その3

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 石垣市 【木材木製品製造業】 石垣市・竹富町商工会 と意見交換会含む	① (事業場名省略) 【自動車整備業】 嘉手納町	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市西	① 中止 【美容業】 那覇市	① (事業場名省略) 【クリーニング業】 宜野湾市	① (事業場名省略) 【自動車整備業】 浦添市
	② (事業場名省略) 【自動車整備業】 宮古島市 宮古島市商工会議所 意見交換会含む	② (事業場名省略) 【食料品製造業】 糸満市	② (事業場名省略) 【木材木製品製造業】 豊見城市	② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市	② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市	② (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 那覇市
	③ (事業場名省略) 【ガラス製品製造業】 名護市	③ (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 久米島町 久米島町商工会 意見交換会含む	③ (事業場名省略) 【食料品製造業】 宜野湾市	③ (事業場名省略) 【食料品製造業】 名護市	③ (事業場名省略) 【飲食業】 浦添市	③ (事業場名省略) 【食料品製造業】 西原町
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 那覇市	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 那覇市	① (事業場名省略) 【クリーニング業】 浦添市			
	② (事業場名省略) 【卸売業】 浦添市	② (事業場名省略) 【ホテル業】 那覇市	以下、文書ヒアリングのみ 1 (事業場名省略) 【クリーニング業】 西原町			
	③ (事業場名省略) 【警備業】 那覇市		2 (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 那覇市			
			3 (事業場名省略) 【クリーニング業】 那覇市			
			4 (事業場名省略) 【食料品製造業】 糸満市			

資料10

令和4年度 沖縄地方最低賃金審議会専門部会事業場視察に代わる文書回答

○ 食料品製造業

	事業場名称	業種	労働者数	所在地	備考
1	A	乳製品等製造業		浦添市	特賃(畜産食料品製造業)

○ 卸・小売業

	事業場名称	業種	労働者数	所在地	備考
1	C	その他の小売業		恩納村	観光施設小売

○ 旅館、その他の宿泊所

	事業場名称	業種	労働者数	所在地	備考
1	D	ホテル企画運営業		那覇市	

○ 児童福祉業

	事業場名称	業種	労働者数	所在地	備考
1	B	社会福祉施設		那覇市	保育所

※業種の並びは影響率・未満率一覧と同様

聴取(文書回答)事項等

1 事業の概要等

- (1) 事業場の名称 C
- (2) 事業場所在地 恩納村
- (3) 代表者職氏名
- (4) 事業の内容(業種及び業務の具体的内容) 小売業
- (5) 創業 年 月
- (6) 資本金
- (7) 年商
- (8) 労働者数
人 (男性 人、女性 人)
うち、正社員 人 (男性 人、女性 人)
非正規社員 人 (男性 人、女性 人)
学生アルバイトの有無 ☒ 有 (人) ・ 無
- (9) 採用状況
本年度新卒採用の有無 有 (人) ・ ☐ 無
昨年度中途採用の有無 有 (人) ・ ☐ 無

2 賃金・労働条件等

- (1) 賃金
① 正社員 (☐ 月給制 ・ 日給制 ・ 時給制 ・ その他 ())
最低賃金額 円
当該者の職種・業務内容 ()
② 非正規社員 (月給制 ・ 日給制 ・ ☐ 時給制 ・ その他 ())
最低賃金額 830円
当該者の職種・業務内容 ()
- (2) 定期昇給の有無 ☒ 有 ・ 無
有の場合、昇給の率(額)等 ()
対象者(①正社員のみ ☐ ②すべての労働者 ③その他(正職員、嘱託従業員))
- (3) 賞与の有無 ☒ 有 ・ 無
有の場合、賞与の率(額)等 ()
対象者(①正社員のみ ☐ ②すべての労働者 ③その他())
- (4) 退職金の有無 ☒ 有 ・ 無
有の場合、退職金の率(額)等 ()
対象者(☐ ①正社員のみ ②すべての労働者 ③その他())
- (5) 労働時間・休日 (就業規則等の内容 ・ ☐ 実態 ※いずれかを選択の上、記入)
① 1日の労働時間 8 時間
週の労働時間 40 時間
② 週休日 2 日/週
年間休日日数 108 日/年

③ 時間外労働数（平均）	_____	0 時間
うち、 正社員	_____	0 時間
非正規社員	_____	0 時間

3 現在の景気、経営状況について

(① 非常に良い ② 良い ③ 普通 ④ 悪い ⑤ 非常に悪い)

・現状の課題、問題点

[緊急事態宣言・まん延防止等による来客減]

4 現在の労働者の充足状況

(① 充足している ② やや不足している ③ 大分不足している)

・現状の課題、問題点

[土・日に働ける方が少ない。]

5 労働者の定着率

平均 _____ 7 年

・現状の課題、問題点

[]

6 最低賃金施策等に関する意見要望等

(1) 賃金引き上げに係る業界の経営環境の現状等について

物価の上昇・物資の高騰で賃上げも上げたい状況ではあるのですが、利益が少ない為、現状維持

(2) 現行の最低賃金制度について

ある程度最低賃金は設けなければいけないとは思いますが感染症等で、3年前(2019年)とは景気(売上)減、雇用を続けるには、国の援助を必要とする。

7 その他

(1) 地域別最低賃金が改定されることの確認方法（丸で囲んでください）

- ① 新聞・マスコミ等の広報 ⑤特に確認しない
 ② 市町村広報誌
 ③ 労働局ホームページ
 ④ その他求人情報誌含む（ ）

(2) 「沖縄県働き方改革推進支援センター」をご存知ですか。

- ① 利用した ② 知っている ③ 知らない

(3) 「業務改善助成金」をご存知ですか。

- ① 利用した ② 知っている ③ 知らない ※申請検討中

(4) 「雇用調整助成金」をご存知ですか。

- ① 利用した ② 知っている ③ 知らない 以上

令和4年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業、小売業
- (ウ) 学術研究、専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業、飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業、娯楽業
- (カ) 医療、福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 15,861 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,251	1,395	26.6%
B ランク	3,844	1,154	30.0%
C ランク	3,633	1,150	31.7%
D ランク	3,133	1,039	33.2%
合計	15,861	4,738	29.9%

4. 集計労働者 30,533 人

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和4年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和4年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和2年度分、令和3年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和4年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和3年6月分、令和4年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和3年6月分、令和4年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和3年6月分、令和4年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業，小売業					学術研究，専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	36.8	2.0	45.7	15.5	100.0	30.4	3.1	50.2	16.3	100.0	35.9	2.7	47.8	13.6	100.0	41.3	1.1	38.8	18.8
B	100.0	34.7	0.5	50.4	14.5	100.0	37.3	0.5	45.6	16.6	100.0	27.7	0.3	57.3	14.7	100.0	35.8	0.9	47.1	16.2
C	100.0	37.7	1.1	45.9	15.2	100.0	37.4	0.8	45.1	16.8	100.0	32.1	1.3	50.3	16.2	100.0	49.4	0.0	41.7	8.9
D	100.0	39.2	1.2	45.7	13.9	100.0	42.7	0.0	41.8	15.5	100.0	33.5	2.0	49.7	14.9	100.0	51.3	0.0	37.3	11.4
計	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3
	R3年	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8

ランク	宿泊業，飲食サービス業					生活関連サービス業，娯楽業					医療，福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所					
A	100.0	30.7	0.9	48.3	20.2	100.0	24.3	1.1	54.0	20.7	100.0	59.7	1.2	28.9	10.2	100.0	36.9	2.6	49.9	10.7
B	100.0	25.5	0.8	57.6	16.1	100.0	24.1	1.2	59.7	15.0	100.0	63.0	0.0	28.1	8.9	100.0	42.6	0.0	44.9	12.6
C	100.0	27.7	0.0	53.2	19.1	100.0	24.9	2.5	55.6	17.0	100.0	69.3	0.5	19.8	10.4	100.0	39.9	2.7	46.0	11.5
D	100.0	29.4	0.6	54.1	15.9	100.0	30.9	0.6	56.1	12.4	100.0	64.1	0.6	22.8	12.5	100.0	41.6	2.4	45.8	10.2
計	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2
	R3年	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3

第 2 表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計								
	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業（他に分類されないもの）	
A	3.7	3.3	3.3	4.5	5.1	3.8	3.2	3.1	-15.5	-9.0	-12.7	-16.3	-19.6	-16.7	-45.8	-15.4	1.0	0.7	0.9	1.7	1.4	0.7	1.4	0.7	
B	3.1	3.0	3.2	3.3	3.7	3.3	2.6	3.3	-14.7	-2.0	-8.5	-11.6	-30.0	-15.0			1.0	1.1	0.8	1.1	0.7	0.6	1.7	1.4	
C	3.5	3.7	3.0	4.1	4.2	2.3	3.2	4.4	-10.8	-6.5	-5.8			-21.9	-18.6	-9.4	1.2	1.3	0.9	2.0	1.2	0.0	2.1	1.5	
D	3.9	4.6	3.0	3.4	4.9	7.4	3.0	4.2	-23.0		-15.6		-50.0	-21.5	-13.8	-35.0	1.3	2.0	0.7	1.7	1.1	2.2	1.9	0.9	
計		3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1
	R3年	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	-4.1	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0

（注）空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				
	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	
	(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		
A	1.3%	2.5%	4.5%	0.64	1.4%	2.3%	4.0%	0.57	1.5%	2.2%	3.6%	0.48	1.5%	3.0%	4.3%	0.47	
B	1.0	2.0	4.1	0.78	1.1	2.0	4.0	0.73	1.0	1.9	4.2	0.84	1.4	2.3	3.6	0.48	
C	1.0	2.1	4.0	0.71	1.5	2.6	4.0	0.48	1.0	2.0	3.2	0.55	1.2	2.9	4.4	0.55	
D	1.0	2.0	3.9	0.73	1.2	2.0	5.8	1.15	1.0	1.7	3.5	0.74	1.0	1.5	3.5	0.83	
計		1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56
	R3年	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88

ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	
	(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		
A	2.0%	4.0%	7.8%	0.73	1.8%	3.0%	5.0%	0.53	1.0%	2.0%	4.0%	0.75	1.0%	2.0%	3.7%	0.68	
B	1.1	2.5	5.0	0.78	1.1	2.1	5.5	1.05	1.0	1.6	3.2	0.69	1.0	2.0	4.1	0.78	
C	1.0	2.7	5.3	0.80	1.0	2.0	3.0	0.50	0.9	1.6	4.0	0.97	1.0	2.6	5.0	0.77	
D	1.0	2.4	4.6	0.75	1.4	4.7	5.8	0.47	1.0	2.0	3.5	0.63	1.4	2.5	4.5	0.62	
計		1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74
	R3年	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。
2 分散係数 $= \frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{2 \times \text{中位数 (Q2)}} \times 100\%$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク		産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月		R 3年
男	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
男	A	1,746	1,768	1.3	0.8	1,807	1,830	1.3	1.1	1,746	1,760	0.8	0.9	2,039	2,069	1.5	-1.1	1,355	1,368	1.0	-0.7	1,502	1,544	2.8	1.7	1,790	1,817	1.5	2.7	1,869	1,898	1.6	1.5
	B	1,548	1,558	0.6	-0.3	1,597	1,618	1.3	0.1	1,511	1,514	0.2	-0.4	1,769	1,800	1.8	-1.1	1,276	1,292	1.3	1.2	1,301	1,279	-1.7	-3.8	1,856	1,873	0.9	-0.1	1,559	1,565	0.4	-0.5
	C	1,444	1,456	0.8	0.2	1,456	1,468	0.8	1.0	1,471	1,489	1.2	0.3	1,728	1,725	-0.2	0.7	1,131	1,134	0.3	0.3	1,206	1,207	0.1	0.7	1,567	1,595	1.8	0.1	1,512	1,515	0.2	-0.3
	D	1,382	1,400	1.3	0.2	1,424	1,434	0.7	0.5	1,360	1,373	1.0	0.9	1,716	1,739	1.3	0.6	1,136	1,177	3.6	-1.1	1,287	1,298	0.9	-1.8	1,471	1,489	1.2	0.1	1,398	1,428	2.1	0.1
	計	1,578	1,594	1.0	0.4	1,624	1,643	1.2	0.8	1,569	1,581	0.8	0.5	1,880	1,903	1.2	-0.5	1,256	1,272	1.3	-0.2	1,360	1,375	1.1	-0.3	1,713	1,737	1.4	1.3	1,641	1,659	1.1	0.4
女	A	1,351	1,375	1.8	0.4	1,204	1,241	3.1	2.0	1,345	1,363	1.3	0.2	1,703	1,741	2.2	-0.7	1,192	1,216	2.0	-0.1	1,242	1,249	0.6	0.0	1,447	1,476	2.0	0.8	1,424	1,440	1.1	1.0
	B	1,199	1,221	1.8	0.5	1,152	1,183	2.7	0.8	1,145	1,162	1.5	0.5	1,248	1,265	1.4	-0.2	1,028	1,034	0.6	0.6	1,067	1,063	-0.4	2.2	1,448	1,485	2.6	0.5	1,221	1,256	2.9	0.7
	C	1,128	1,151	2.0	0.6	1,013	1,041	2.8	1.2	1,125	1,148	2.0	0.4	1,224	1,249	2.0	2.7	976	988	1.2	0.4	1,088	1,116	2.6	-1.1	1,296	1,322	2.0	0.8	1,122	1,148	2.3	-0.2
	D	1,077	1,102	2.3	0.6	1,000	1,026	2.6	1.4	1,054	1,082	2.7	0.4	1,269	1,270	0.1	1.6	916	930	1.5	0.1	1,091	1,076	-1.4	0.2	1,200	1,239	3.3	0.3	1,102	1,119	1.5	2.5
	計	1,220	1,244	2.0	0.5	1,115	1,146	2.8	1.4	1,197	1,218	1.8	0.3	1,466	1,493	1.8	0.2	1,055	1,071	1.5	0.2	1,145	1,151	0.5	0.3	1,369	1,400	2.3	0.7	1,257	1,279	1.8	0.9

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク		産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年	R 3年 6月	R 4年 6月
一般 パート 計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
一般	A	1,738	1,761	1.3	0.7	1,742	1,769	1.5	1.3	1,786	1,799	0.7	0.7	1,940	1,975	1.8	-0.8	1,527	1,548	1.4	-1.7	1,512	1,533	1.4	1.4	1,584	1,612	1.8	1.8	1,870	1,889	1.0	1.5
	B	1,536	1,557	1.4	-0.1	1,549	1,573	1.5	0.0	1,525	1,535	0.7	-0.1	1,595	1,627	2.0	-1.0	1,370	1,385	1.1	0.9	1,288	1,278	-0.8	-0.5	1,642	1,683	2.5	0.9	1,544	1,554	0.6	-0.9
	C	1,420	1,441	1.5	0.4	1,357	1,378	1.5	1.5	1,480	1,502	1.5	0.0	1,563	1,579	1.0	1.3	1,257	1,251	-0.5	1.4	1,264	1,296	2.5	0.1	1,419	1,451	2.3	0.7	1,478	1,489	0.7	-0.7
	D	1,324	1,351	2.0	0.5	1,342	1,362	1.5	1.2	1,336	1,361	1.9	0.6	1,591	1,603	0.8	0.7	1,117	1,167	4.5	-0.5	1,252	1,263	0.9	0.1	1,300	1,339	3.0	0.9	1,335	1,354	1.4	0.4
	計	1,548	1,571	1.5	0.5	1,547	1,570	1.5	1.0	1,580	1,597	1.1	0.4	1,758	1,787	1.6	-0.3	1,353	1,372	1.4	-0.1	1,369	1,384	1.1	0.6	1,496	1,531	2.3	1.2	1,613	1,629	1.0	0.3
パート	A	1,223	1,245	1.8	0.3	1,139	1,165	2.3	2.4	1,178	1,195	1.4	0.2	1,461	1,491	2.1	-3.8	1,146	1,169	2.0	0.2	1,080	1,093	1.2	-0.4	1,408	1,439	2.2	0.7	1,241	1,268	2.2	0.2
	B	1,072	1,085	1.2	0.4	1,071	1,090	1.8	0.3	1,032	1,046	1.4	0.2	1,173	1,172	-0.1	-0.7	999	1,008	0.9	0.6	999	993	-0.6	0.3	1,287	1,302	1.2	-0.2	1,128	1,165	3.3	2.3
	C	1,007	1,024	1.7	0.4	974	994	2.1	1.0	997	1,018	2.1	0.7	1,055	1,065	0.9	0.1	949	962	1.4	-0.2	960	965	0.5	-1.0	1,167	1,180	1.1	1.0	1,030	1,060	2.9	2.2
	D	974	989	1.5	-0.2	986	994	0.8	-1.5	969	984	1.5	0.7	1,064	1,071	0.7	-0.4	903	909	0.7	-0.1	1,033	1,019	-1.4	-3.4	1,053	1,088	3.3	-1.2	1,032	1,068	3.5	2.6
	計	1,106	1,123	1.5	0.2	1,066	1,088	2.1	1.1	1,069	1,085	1.5	0.4	1,257	1,265	0.6	-1.7	1,028	1,043	1.5	0.2	1,025	1,028	0.3	-0.8	1,298	1,319	1.6	0.3	1,140	1,171	2.7	0.8

（円、％）

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に 賃金引上げを 実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	82.0	4.3	1.1	12.5
B	100.0	80.2	7.6	1.5	10.7
C	100.0	82.3	5.2	2.7	9.8
D	100.0	74.9	8.7	3.2	13.2
計	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6
R 3 年	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.8	1.7	11.8	62.9	8.7	100.0	15.7	0.8	11.8	63.7	7.9	100.0	12.9	2.1	10.5	67.4	7.2	100.0	20.7	1.3	18.2	49.1	10.6
B	100.0	12.7	1.7	15.1	62.6	7.9	100.0	12.1	5.0	13.8	59.5	9.6	100.0	12.6	1.0	17.3	62.3	6.8	100.0	13.7	0.0	14.3	60.1	11.9
C	100.0	17.0	1.6	13.8	61.3	6.3	100.0	21.3	1.5	13.0	59.9	4.3	100.0	18.0	1.3	13.2	62.4	5.1	100.0	13.9	2.4	12.4	70.0	1.4
D	100.0	14.2	0.9	13.9	62.7	8.2	100.0	13.2	0.6	13.8	59.1	13.3	100.0	13.8	0.4	14.2	62.8	8.8	100.0	14.1	3.3	11.6	64.9	6.1
計	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7
R 3 年	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	15.3	2.1	11.2	59.3	12.0	100.0	15.9	2.7	13.9	58.3	9.1	100.0	14.5	1.7	6.2	67.8	9.9	100.0	12.0	0.7	14.0	68.4	5.0
B	100.0	11.7	1.1	17.0	61.1	9.0	100.0	11.1	2.9	10.0	69.9	6.0	100.0	19.7	0.0	17.2	58.7	4.3	100.0	12.4	0.0	9.8	68.3	9.4
C	100.0	16.8	1.2	16.4	57.1	8.5	100.0	9.3	1.6	15.0	61.6	12.6	100.0	22.9	2.6	21.6	43.9	8.9	100.0	14.0	2.5	6.2	73.8	3.5
D	100.0	11.5	1.1	11.3	66.0	10.1	100.0	14.3	3.3	20.1	61.8	0.4	100.0	22.0	0.0	23.1	41.6	13.4	100.0	16.6	0.0	6.1	75.8	1.6
計	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0
R 3 年	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和3年	令和4年
40.1	40.9

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和3年	令和4年
男性	42.1	42.0
女性	57.9	58.0

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

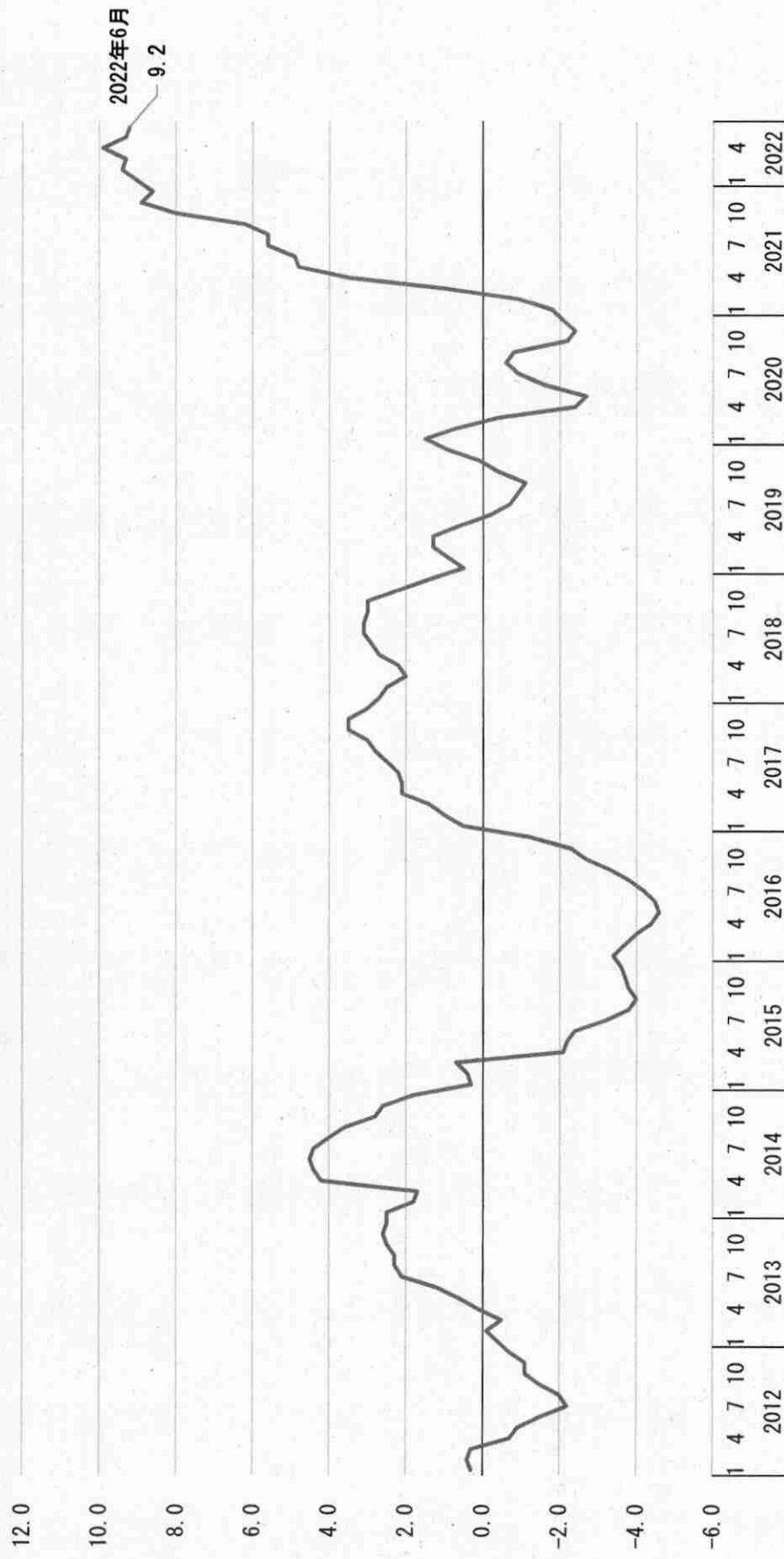
令和2年度	令和3年度
243.3	242.9

委員からの追加要望資料

国内企業物価指数(前年同月比)の推移

○ 国内企業物価指数については、2022年に入ってから前年同月比で9%を超える水準で推移している。

国内企業物価指数（前年同月比）



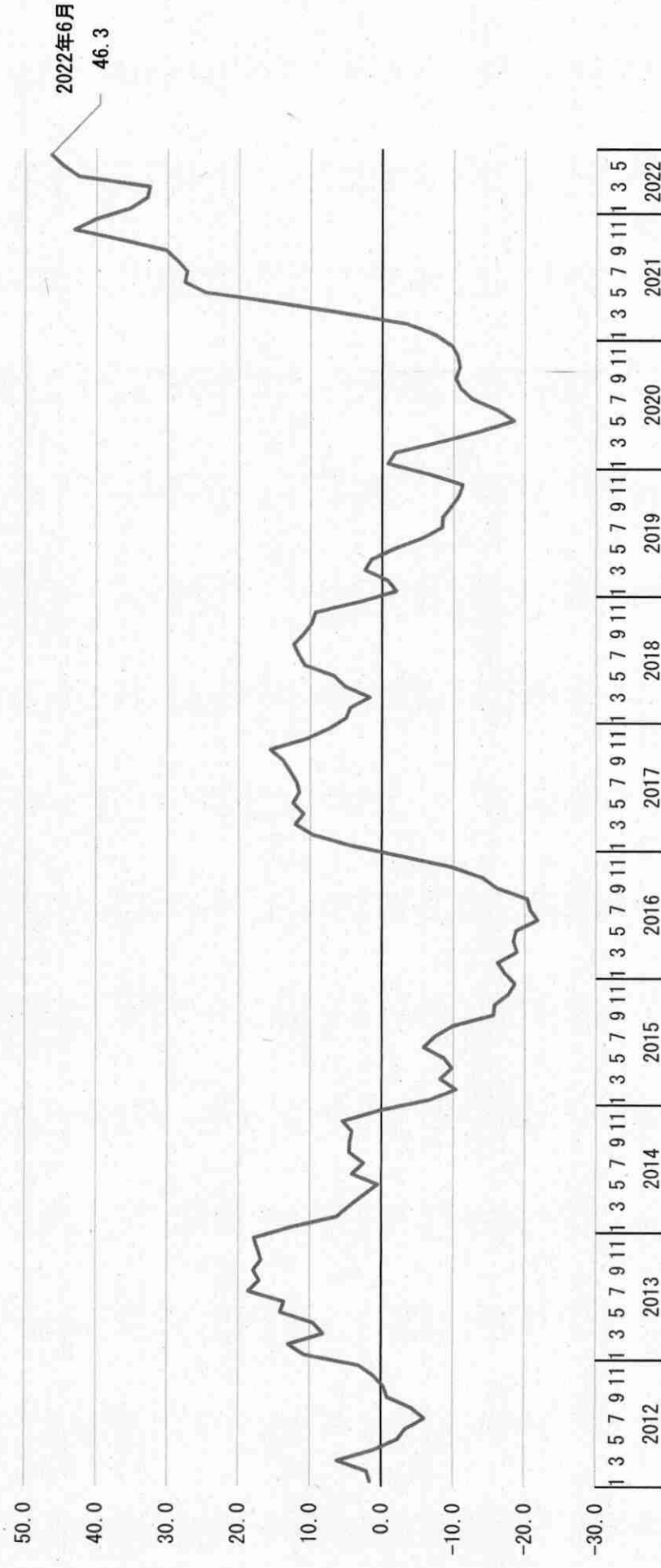
(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2022年6月は速報値。

輸入物価指数(円ベース・前年同月比)の推移

○ 輸入物価指数については、2022年に入ってから円ベース・前年同月比で30%を超える水準で推移している。

輸入物価指数 (円ベース・前年同月比) の推移



令和4年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業、小売業
- (ウ) 学術研究、専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業、飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業、娯楽業
- (カ) 医療、福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 15,861 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,251	1,395	26.6%
B ランク	3,844	1,154	30.0%
C ランク	3,633	1,150	31.7%
D ランク	3,133	1,039	33.2%
合計	15,861	4,738	29.9%

4. 集計労働者 30,533 人

（うち、令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者は25,609人（83.9%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和4年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和4年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和2年度分、令和3年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和4年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和3年6月分、令和4年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和3年6月分、令和4年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和3年6月分、令和4年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R4年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R4年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R4年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R4年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R4年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R4年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R4年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R4年
計	1,532	1,562	2.0	1.2	1,588	1,623	2.2	1.6	1,557	1,590	2.1	0.9	1,869	1,910	2.2	1.8	1,260	1,286	2.1	0.6	1,343	1,369	1.9	0.9	1,495	1,528	2.2	1.6	1,718	1,729	0.6	1.8
	1,351	1,378	2.0	1.1	1,452	1,482	2.1	1.0	1,317	1,339	1.7	1.0	1,492	1,520	1.9	-0.1	1,096	1,115	1.7	1.7	1,123	1,143	1.8	0.3	1,523	1,564	2.7	1.4	1,408	1,433	1.8	1.1
	1,268	1,293	2.0	1.0	1,268	1,293	2.0	1.6	1,307	1,335	2.1	1.0	1,469	1,504	2.4	1.2	1,026	1,034	0.8	0.9	1,137	1,160	2.0	0.5	1,341	1,372	2.3	1.3	1,372	1,401	2.1	0.4
	1,208	1,237	2.4	1.2	1,273	1,303	2.4	1.3	1,209	1,230	1.7	1.4	1,521	1,555	2.2	1.0	974	1,000	2.7	0.7	1,178	1,189	0.9	0.2	1,235	1,282	3.8	1.2	1,280	1,316	2.8	1.7
	1,379	1,408	2.1	1.1	1,437	1,467	2.1	1.4	1,387	1,415	2.0	1.0	1,672	1,708	2.2	1.2	1,122	1,142	1.8	0.9	1,223	1,244	1.7	0.6	1,421	1,457	2.5	1.5	1,498	1,520	1.5	1.3
男	1,769	1,801	1.8	1.4	1,819	1,857	2.1	1.6	1,767	1,798	1.8	1.0	2,039	2,087	2.4	2.0	1,392	1,417	1.8	0.3	1,535	1,580	2.9	1.7	1,817	1,840	1.3	4.1	1,907	1,920	0.7	2.0
	1,554	1,578	1.5	1.0	1,606	1,634	1.7	0.9	1,524	1,543	1.2	1.0	1,777	1,813	2.0	-0.7	1,278	1,295	1.3	2.4	1,304	1,321	1.3	-0.9	1,862	1,894	1.7	0.7	1,547	1,572	1.6	1.1
	1,464	1,486	1.5	1.0	1,462	1,485	1.6	1.8	1,500	1,527	1.8	1.0	1,731	1,766	2.0	0.5	1,154	1,152	-0.2	1.1	1,235	1,242	0.6	0.6	1,602	1,634	2.0	1.3	1,516	1,544	1.8	0.4
	1,388	1,418	2.2	1.3	1,425	1,456	2.2	1.2	1,368	1,391	1.7	1.7	1,718	1,751	1.9	0.4	1,137	1,185	4.2	1.3	1,302	1,318	1.2	-0.7	1,478	1,498	1.4	1.0	1,410	1,453	3.0	1.6
	1,593	1,620	1.7	1.2	1,632	1,663	1.9	1.5	1,587	1,613	1.6	1.1	1,881	1,922	2.2	0.9	1,276	1,297	1.6	1.0	1,383	1,409	1.9	0.5	1,734	1,761	1.6	2.4	1,656	1,679	1.4	1.4
女	1,355	1,385	2.2	0.9	1,205	1,232	2.2	1.8	1,351	1,386	2.6	0.8	1,716	1,751	2.0	1.6	1,196	1,223	2.3	0.6	1,245	1,261	1.3	0.4	1,450	1,484	2.3	1.1	1,442	1,451	0.6	1.5
	1,201	1,230	2.4	1.2	1,160	1,194	2.9	1.2	1,147	1,173	2.3	0.9	1,254	1,274	1.6	1.0	1,021	1,040	1.9	1.3	1,054	1,074	1.9	0.8	1,458	1,501	2.9	1.5	1,219	1,245	2.1	0.7
	1,133	1,160	2.4	1.0	1,018	1,047	2.8	1.2	1,135	1,164	2.6	1.0	1,230	1,265	2.8	2.9	976	988	1.2	0.8	1,093	1,123	2.7	0.4	1,303	1,335	2.5	1.3	1,127	1,158	2.8	0.5
	1,081	1,111	2.8	1.0	1,006	1,035	2.9	1.5	1,062	1,082	1.9	0.8	1,266	1,302	2.8	2.5	914	932	2.0	0.5	1,076	1,082	0.6	1.2	1,208	1,258	4.1	1.2	1,103	1,128	2.3	2.0
	1,225	1,254	2.4	1.0	1,119	1,148	2.6	1.5	1,204	1,233	2.4	0.9	1,477	1,509	2.2	1.8	1,055	1,075	1.9	0.8	1,142	1,161	1.7	0.6	1,375	1,413	2.8	1.2	1,265	1,285	1.6	1.3
一般	1,745	1,779	1.9	1.5	1,749	1,788	2.2	1.7	1,787	1,828	2.3	1.1	1,945	1,989	2.3	2.0	1,534	1,559	1.6	-0.2	1,541	1,576	2.3	1.6	1,590	1,618	1.8	2.4	1,891	1,900	0.5	2.1
	1,541	1,572	2.0	1.2	1,559	1,590	2.0	0.9	1,525	1,548	1.5	1.0	1,601	1,635	2.1	-0.4	1,376	1,391	1.1	2.9	1,287	1,312	1.9	0.0	1,651	1,704	3.2	1.9	1,540	1,569	1.9	0.7
	1,428	1,456	2.0	1.1	1,364	1,388	1.8	1.8	1,493	1,522	1.9	1.1	1,568	1,607	2.5	1.4	1,260	1,255	-0.4	1.3	1,276	1,312	2.8	0.9	1,424	1,461	2.6	1.3	1,482	1,511	2.0	0.4
	1,330	1,365	2.6	1.5	1,348	1,381	2.4	1.7	1,341	1,369	2.1	1.5	1,596	1,632	2.3	0.7	1,120	1,166	4.1	1.3	1,256	1,263	0.6	1.0	1,310	1,359	3.7	1.6	1,342	1,379	2.8	1.7
	1,555	1,587	2.1	1.3	1,554	1,587	2.1	1.5	1,584	1,617	2.1	1.1	1,764	1,804	2.3	1.3	1,361	1,382	1.5	1.2	1,382	1,410	2.0	1.0	1,503	1,543	2.7	1.9	1,624	1,647	1.4	1.3
パート	1,230	1,255	2.0	0.8	1,140	1,163	2.0	1.3	1,190	1,211	1.8	0.4	1,450	1,474	1.7	0.1	1,150	1,177	2.3	0.8	1,085	1,097	1.1	0.1	1,415	1,451	2.5	1.0	1,254	1,271	1.4	1.0
	1,069	1,088	1.8	0.9	1,070	1,094	2.2	1.0	1,037	1,059	2.1	0.9	1,179	1,187	0.7	1.3	994	1,013	1.9	0.9	975	990	1.5	0.4	1,292	1,312	1.5	0.6	1,096	1,109	1.2	2.1
	1,011	1,032	2.1	0.7	975	1,003	2.9	0.6	1,007	1,034	2.7	0.8	1,060	1,077	1.6	0.7	946	958	1.3	0.5	961	968	0.7	0.1	1,177	1,199	1.9	1.3	1,038	1,067	2.8	1.1
	974	993	2.0	0.3	989	1,005	1.6	-0.7	975	985	1.0	0.8	1,043	1,065	2.1	2.9	900	916	1.8	0.4	1,019	1,037	1.8	-1.4	1,054	1,098	4.2	0.1	1,034	1,065	3.0	1.4
	1,108	1,131	2.1	0.7	1,067	1,091	2.2	0.9	1,077	1,098	1.9	0.7	1,251	1,269	1.4	0.8	1,027	1,047	1.9	0.8	1,020	1,033	1.3	0.0	1,305	1,337	2.5	0.9	1,138	1,159	1.8	1.3

（資料注）第4表①、②の集計対象となる令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者は25,609人（83.9%）。

業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策）

	平成 2 9 年度		平成 3 0 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数
沖縄	16	10	18 (13%増)	15 (50%増)	7 (61%減)	5 (67%減)	8 (14%増)	8 (60%増)	68 (750%増)	54 (575%増)
全国	901	798	995 (10%増)	870 (9%増)	673 (22%減)	542 (38%減)	805 (20%増)	626 (15%増)	4739 (489%増) 271	3822 (511%増) 30

※令和 3 年度は沖縄分は通常コースと特例コースの合計件数、全国分は上段が通常コース、下段が特例コースの件数

【参考】

○雇用調整助成金等（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）処理状況（令和 4 年 6 月 24 日現在）

	雇用調整助成金				緊急雇用安定助成金				合計			
	申請件数	決定件数	支給決定金額	決定率	申請件数	決定件数	支給決定金額	決定率	申請件数	決定件数	支給決定金額	決定率
沖縄局	82,058	82,038	79,626,576,695 (円)	99.9%	31,426	30,996	7,601,134,904 (円)	98.6%	113,484	113,034	87,227,711,599 (円)	99.6%
全国	5,189,184	5,140,478	53,900.34 (億円)	99.1%	1,567,716	1,546,947	4,473.93 (億円)	98.7%	6,756,900	6,687,425	58,374.27 (億円)	99.0%

【参考】

○休業支援金処理状況（令和 4 年 6 月 27 日現在）

		合計		
	申請件数	決定件数	支給決定金額	決定率
沖縄局	57,416	55,318	3,320,034,651 円	96.3%
全 国	5,057,190	4,868,814	314,612,021,507 円	96.3%